

〈研究ノート〉

ベトナムをめぐる清仏紛争と仲裁裁判 —清朝外交担当者の仲裁裁判観をめぐる一考察—

箱 田 恵 子

はじめに

1884年8月、ベトナムをめぐる清仏の対立はいわゆる清仏戦争へと突入した。もっとも、1882年4月のフランス軍のトンキン出兵以降、清仏間では軍事的な対峙・衝突と並行して外交交渉が行われ、本格的な戦争を避けて問題を解決する努力がなされていた¹⁾。その中で、清仏両国の直接交渉だけでなく、様々な形で第三国の関与も考慮された²⁾。そうした第三国の関与による紛争解決方法として提起されたものの一つに、仲裁裁判(国際仲裁)への付託があった³⁾。なかでもアメリカに仲裁裁判を依頼する案が、①1883年の夏と②1884年の夏の2回、清仏およびアメリカの外交関係者の間で提起されており、駐清アメリカ公使ヤング(John Russell Young)をはじめとするアメリカの積極的な関与については、つ

史料の略称

ADPP: Jules Davids ed., *American Diplomatic and Public Papers: The United States and China*, Ser. 2, Vol. 5, The French-China War.

DDF: *Documents diplomatique français (1871-1914)*, Serie 1.

- 1) ベトナムをめぐる清仏間の紛争と交渉過程については以下の研究を参照。
Lloyd E. Eastman, *Throne and Mandarins: China's Search for a Policy during the Sino-French Controversy 1880-1885*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1967, 坂野正高『近代中国政治外交史—ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで—』東京大学出版会、1973年、第10章、李恩涵『曾紀澤の外交』中央研究院近代史研究所、1982年、第4章、龍章『越南と中法戦争』台湾商務印書館、1996年、岡本隆司『中国の誕生—東アジアの近代外交と国家形成』名古屋大学出版会、2017年、第Ⅱ部など。
- 2) 清仏間の危機に対する英米等の第三国の関与については、たとえば龍章前掲書、第7・11章に整理されている。またトーマス・バレット「清朝在外公館における西洋人スタッフの外交活動に関する考察—清仏戦争時のハリデー・マカートニーの活動を中心に—」『東洋学報』100巻3号、2018年が、駐英清国公使館員のマカートニーを介したイギリスによる調停について論じている。
- 3) 本稿で検討する事例以外にも、1883年11月に英国外相グランヴィルが仏国駐英大使に対し、ベトナムをめぐる清仏間の紛争を欧米諸国による仲裁裁判に付託するよう、提案している(DDF, Tome V, pp. 148-149)。

とに指摘されてきた⁴⁾。近年、①の事例について望月直人(2018)は、アメリカ外交官の与えた影響について次のように論じている。すなわち、国際世論と国際仲裁とを結びつけ、その役割を高く評価する駐清公使ヤングの助言に基づき、李鴻章がアメリカに仲裁裁判を依頼したが、アメリカ外交官に促された駐仏清国公使の曾紀澤が、国際仲裁に向けてフランス側に清朝の主張を提示したことで、清仏の対立がかえって深刻化しまった、と。アメリカ外交官は紛争の平和的解決手段としての国際仲裁や国際世論の役割を信じ、国際仲裁実現に向けて積極的に動いたが、紛争の争点を明確化させる国際仲裁は、かえって清仏間の対立を激化させたというのである⁵⁾。この意見は、近代中国外交研究が陥りがちな、清朝外交がどれだけ国際法や西洋近代国際関係を受容したかを基準とし、その近代化の程度をはかる議論とは大きく異なる、新しい視点を提起したものとして、評価できよう。また、近代中国における仲裁裁判受容の研究にとっても非常に示唆に富む意見である。

だが、①の事例において米清の外交担当者が最終的に取った行動は、はたして望月が論じるような仲裁裁判の実現を目指したものの、仲裁裁判に向けた手続きの一環だったのだろうか。というのも、それ以前に清朝が仲裁裁判を利用しようとしたいくつかの事例や、同じ清仏紛争において仲裁裁判の実現を目指していたことが明らかな②の事例と比較したとき、①の事例で清朝がアメリカの果たしている役割に対して用いた表現、そして清朝がフランスに対して取った具体的な行動は、仲裁裁判(arbitration)ではなく仲介(mediation)を前提としたものだったと思われるからである。

そこで本稿では、まず、清朝の外交担当者(総理衙門、李鴻章、曾紀澤ら)が仲裁裁判を利用しようとした過去の外交案件や②の事例で仲裁裁判に対し用いた表現および彼らが仲裁裁判に向けて取った行動と、事

4) Tyler Dennett, "American "Good Offices" in Asia", *The American Journal of International Law*, 16-1, 1922, pp. 14-17; Jack L. Hammersmith, "American Attempts to Prevent a War over "Vietnam": The Experience of John Russell Young, 1882-85", *The Historian*, 38-2, 1976; Lewis M. Chere, *The Diplomacy of the Sino-French War (1883-1885): Global Complications of an Undeclared War*, Notre Dame, Indiana: Cross Culture Publications, 1988, Chap. VII.

5) 望月直人「国際仲裁と国際世論—1883年、「越南問題」におけるアメリカ外交官の関与とその影響について—」『史林』101巻2号、2018年。

例①で彼らが用いた表現や行動とを比較し、事例①で彼らがアメリカの役割を表現するのに用いていた「調停」という語がarbitrationではなくmediationに相当するものであったことを確認する。そのうえで、改めて①の事例における清・米・仏三者間の交渉を整理し、その性質を問い直すこととする。さらに、過去の同様の外交案件では仲裁裁判を利用しようとした清朝の交渉担当者たちが、事例①においては、アメリカ外交官が仲裁裁判に積極的であったにもかかわらず、アメリカに期待する役割を「調停」としていたのはなぜか、この点を検討することで、清朝の外交担当者らの仲裁裁判に対する認識や姿勢を考えたい。

1. 訳語の意味—①の事例における清朝側文書の「調停」が意味するもの

(1) 過去の事例との比較

先にも述べたように、ベトナムをめぐる清仏紛争に対し、①1883年の夏と②1884年の夏の2回、アメリカによる仲裁裁判が提起された。1882年末に北洋大臣の李鴻章と駐清仏国公使ブーレ (Frédéric Albert Boreé) との間に李・ブーレ覚書が成立した。この覚書では清朝側は「保護」という漢語でベトナムへの宗主権を主張しようとした⁶⁾が、翌83年初め、フランスの新政権は李・ブーレ覚書を否定し、さらにトンキンでの仏越の軍事衝突も加わって、清仏間の緊張が高まった。解任されたブーレに代わったトリクー (Arthur Tricou) 公使と李鴻章との上海での会談が不調に終わる中、ヤングが李鴻章に問題をアメリカによる仲裁裁判に付託するよう助言した。そして、駐仏アメリカ外交官らの勧めをうけ、曾紀澤はフランス政府に6か条の要求を提示した。それが①の事例である。

この①の事例において、李鴻章や総理衙門、曾紀澤はアメリカの果たす役割について主に「調停」という表現を用いていた⁷⁾。「調停」という言葉自体は古くから存在し、間にたって和解させる、という非常に一般的な言葉である。清末の外交では友好国による周旋の場合だけでなく、具

6) 岡本前掲書、132～136ページ。

7) たとえば光緒9年6月24日(1883年7月27日)付の李鴻章から曾紀澤宛の電信(顧廷龍・葉亞廉主編『李鴻章全集電稿(一)』(上海人民出版社、1985年)「寄曾侯電」56～57ページ)など。詳細は後述。

体的な和解案を提示するような場合に用いられることが比較的多い⁸⁾。つまり mediation に相当するニュアンスである。たとえば、外交官向けのハンドブックであるマルテンス (Charles de Martens) 著の *Le guide diplomatique* を漢訳した『星輶指掌』(1876年)でも、仏文原文の médiation (仲介) の訳語として「調停」が用いられており、arbitrage (仲裁裁判) は、第三者に公平な判断・裁定を請うという意味で「請友国秉公判断」と翻訳されている⁹⁾。これに対し望月は、1883年当時、漢語と欧米近代の用語との対応関係は確定していなかったとし、①の事例において李鴻章らが用いている「調停」という表現を arbitration の意味に解している¹⁰⁾。けれども、arbitration に対する当時の漢訳の状況や「調停」という言葉の使われ方について、詳細な検討を加えているわけではない。

筆者はこれまでの研究で、1860年代～1880年代前半の時期の中国で、仲裁裁判がどのように紹介・理解されていたかについて、国際法関連書の漢訳、新聞雑誌、清朝の外交交渉の現場という3つの側面から検討を行った。その結果、1880年代前半時点での中国での仲裁裁判観について、以下のように指摘できると考える。

まず、その時点ですでに刊行されていた『万国公法』(1865年)から『公会通』(1880年)までの国際法漢訳書では、arbitration に対し、第三者に「秉公判断」を請うなどという説明的な翻訳がなされており、周旋 (good office) や仲介 (mediation) に相当する「調処」「調停」とは異なり、仲裁裁判には紛争当事者双方の合意が必要であることや、その判決には拘束力があることなどが説明されていた¹¹⁾。

中国で刊行されていた新聞雑誌では、1870年代初めには仲裁裁判に対し「調処」などの表現が用いられていたが、1872年のアラバマ号事件の仲裁裁判を経て、世界的にこの制度への注目が高まると、「従公処断」「持

8) たとえば台湾出兵の際の日清交渉で、清朝の賠償支払いを提案したウェード駐清英国公使や、琉球処分後の日清紛争に対し、琉球分割案を提示して両国の交渉を促したグラント元大統領の果たした役割が「調停」と表現されている。両者の活動と清朝外交との関係については、箱田恵子「清末中国における仲裁裁判観—1860、70年代を中心に—」『京都女子大学大学院文学研究科紀要』(史学篇) 17号、2018年、同「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」『史窓』77号、2020年を参照。

9) 前掲拙稿「清末中国における仲裁裁判観」、8ページ。

10) 望月前掲論文。

11) 前掲拙稿「清末中国における仲裁裁判観」、第2章。

公評断」「従中割断」など、第三者に公平な判断を請うという説明的な表現や、それらを省略した「公断」「評断」などの語が用いられた。確かに表現にはバリエーションがあったが、第三者による公平な判断・裁定という仲裁裁判の性質を表そうとする翻訳がなされており、「調処」「調停」と仲裁裁判とを区別する意識があったことは指摘できる¹²⁾。

一方、清朝の外交担当者が外交交渉の中で仲裁裁判を利用しようとした際には、「公評」「公評是非曲直」といった表現が用いられていた。これは、清朝が仲裁裁判を利用しようとした日本の台湾出兵や琉球処分の場合、西洋の仲裁裁判を念頭に置きつつも、実際に裁判による公平な判断を求めるといふより、日本の行動（台湾出兵や琉球処分）を「公論」「公道」に悖るものとして西洋の外交官やグラント（Ulysses S. Grant）元大統領に非難させ、日本にその行動を見直させることに主眼があったからである。その望むところは西洋による清朝寄りの介入であり、そのため本来の仲裁裁判であれば、紛争相手国である日本との間で行うべき裁判の争点の設定などの手続きはなされなかった。実態として考えれば、清朝が西洋の外交官らに求めたのはmediationに近いのだろうが、それを取えてarbitrationを想起させる「公評」と表現していたところに、清朝独自の仲裁裁判観が見て取れる。なお、李鴻章や曾紀澤の場合、とくに西洋本来の仲裁裁判を想定して言及する際には「評断」と表現することもあった。また、西洋の外交官やグラントに「公評」（arbitration）を要請して断られた場合には、代わりに「調処」や「調停」を承諾してもらっている。このように清朝外交担当者の間でも「公評」と「調処」「調停」を表現としては区別する意識があったと考えられる¹³⁾。

（２）①の事例における当事者たちの認識

次に、①1883年夏の事例において、李鴻章ら当事者がアメリカの役割をどのように認識していたのか、確認しよう。1883年7月初め、上海でのトリクーとの交渉が不調に終わり、天津に戻ることにした李鴻章は、

12) 箱田恵子「清末中国の新聞・雑誌にみる仲裁裁判観」『史窓』78号、2021年、第1章。

13) 清朝による外交交渉における仲裁裁判の利用については、前掲拙稿「清末中国における仲裁裁判観」第3・4章、同「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」を参照。

ヤングの助言をうけ、アメリカの関与を求めることにした。ヤングは李鴻章がアメリカによる仲裁裁判を求めたとするが、李鴻章は総理衙門に対して次のように報告している（1883年7月15日付）。訳語を示すため、まず原文を示す。

美国楊使（ヤング公使）本約偕行赴津、初一下午晤称、適候本国電報、不及同舟。因与談及劫剛（曾紀澤）來電、英俄願從旁調停。該使（ヤング公使）謂美華交情尤厚、擬即電請本国知照駐英法之美使幫同勸諭。但恐法廷主意已定、不願旁人勸說。然使兩國曲直照然衆著、可為将来局外評斷張本¹⁴⁾。

要約すると、曾紀澤から英露が「從旁調停」を申し出ているとの電信が届いたことを李鴻章がヤングに告げたところ、ヤングは米清間の友情が最も厚いとして、英仏に駐在するアメリカ外交官からフランス政府を説得するよう、本国に要請すると申し出た、ただし、フランス政府は局外者の説得を望んでいないだろうが、両国の曲直を衆目に示すことは、将来の「評斷」の足掛かりになるだろう、とヤングは説明した、ということである。

ここにいる英露の「調停」とは、清朝外交担当者と近い位置にいた西洋人たちの文書において good office もしくは mediation と解されていたものである¹⁵⁾。また、ヤング自身、この李鴻章との会談について、清朝が英露独に「friendly offices」を求め、英露が「goodwill」を示した、と報告している¹⁶⁾。李鴻章が「調停」として説明しているものを、ヤングは good office に相当するものと捉えていることが分かる。なお、同時期に李鴻章らは、フランスの宿敵であるドイツにも、紅河の対外貿易開放という利益を餌に「調停」を依頼しようとしていた¹⁷⁾。このような当時の使われ方からすると、「調停」はやはり「公評（arbitration）」と同義語として使われていたのではなく、口利き・仲介と言う文字通りの意味で使われていたであろう。清朝が必要としていたのは、フランスとの和解・合意を促す口利き・仲介、もっといえば対仏交渉での支援であった¹⁸⁾。

さらに、李鴻章の総理衙門への説明では、ヤングが英露に代わってア

14) 『李文忠公全集』訳署函稿、卷14「論各国調停法事並購器宜加考究」光緒9年6月12日（1883年7月15日）、頁23。なお、引用文中の下線や（ ）内の補足は引用者による。以下同じ。

メリカが「勸諭」や「勸説」をすると申し出たとなっており、それが将来の「評断」の足掛かりになるとしている。先に確認したように、「評断」は仲裁裁判の意味で李鴻章が用いていた表現の一つである。つまり、李鴻章の認識では、アメリカが英露の「調停（仲介）」に代わって果たそうと申し出た役割はフランスへの「勸諭（説得）」であり、「評断（仲裁裁判）」は将来のこととして、それらとは区別されている。

その後、ヤングからアメリカ本国の返事を伝えられた李鴻章は、曾紀澤に英仏に駐在するアメリカ外交官と相談して対応するよう、指示を出している（7月27日）。その際、李鴻章はアメリカの役割を「調停」と表現していた¹⁹⁾。この指示に従い、駐仏アメリカ外交官と相談した曾紀澤は、8月11日に駐仏アメリカ公使館を介してフランス政府に6か条の要求を渡そうとした。だが、フランス政府がアメリカの関与を拒否し、曾紀澤が直接要求を提出したところ、その内容はフランスの入れるところとならなかった²⁰⁾。

なお、この一連の動きについて、駐英清国公使館の外国人スタッフと

15) たとえば英国外相グランヴィルと駐英清国公使館のマカートニーとの1883年9月11日の会談の中で、グランヴィルは「Sometime ago when the Chinese Minister asked for the good office of England to assist in bringing about an arrangement between the Chinese and the French Government on the subject of the Tonquin question, I informed him that, a fitting opportunity presenting itself, we should be glad to give them, in the event of our doing as being agreeable to the French Government」と述べている（Pro Memoria, Enclose in Marquis Tsêng to Lord Granville, Sep. 22, 1883, FO17/939）。また、キャンベルのハート宛電信（1883年6月29日付）に「Russian Mediation probable」とある（Campbell to Hart, telegraph No. 170, Jun. 29, 1883, *Archives of China's Imperial Maritime Customs, Confidential Correspondence between Robert Hart and James Duncan Campbell 1874-1907*, Vol. 3, p. 1123）。海関総税務司ハートは総理衙門の外交顧問のような存在であり、彼のロンドンでの代理人であるキャンベルも欧州における清国外交と密接にかかわった人物である。また、トリクーも本国宛の報告の中で、曾紀澤からヨーロッパの国が「les bons offices」を承諾したと連絡があったため、李鴻章の態度が変化した、と述べている（M. Tricou à M. Challmel-Lacour, 5 juillet, 1883, *DDF*, Tome V, 67-68）。

16) Young to Frelinghuysen, No. 232, Aug. 16, 1883, *ADDP*, pp. 172-184.

17) 『李鴻章全集電稿（一）』「寄駐德李使」光緒9年5月12日（1883年6月16日）、38ページ。

18) 前注15に引用するグランヴィルの発言を参照。

19) 『李鴻章全集電稿（一）』「寄曾侯」光緒9年6月24日（1883年7月27日）、56～57ページ。

20) 龍章前掲書、174～175ページ、望月前掲論文、54～59ページなど。

して曾紀澤の外交を支えていたマカートニー (H. Macartney) は、イギリス外相グランヴィル (Granville George Leveson-Gower, 2nd Earl Granville) に「the history of the mediation of the United States」との表現で事情を説明している²¹⁾。曾紀澤サイドでも、アメリカの仲介 (mediation) を受けながらフランス政府との外交交渉を行っていたとの認識であったことが分かる。この点については②の事例との比較でより明らかにしたい。

(3) ②1884年夏の事例との比較

次に、同じベトナムをめぐる清仏紛争についてアメリカの仲裁裁判に付託しようとした②の事例と比較してみたい。1883年末からトンキンで清仏軍の軍事衝突が起こり、清朝軍は山西・北黎で敗北を喫した。こうした中、1884年5月に李鴻章とフランス海軍中佐フルニエ (François-Ernest Fournier) との間で李・フルニエ協定が締結された。だが、この協定に規定する清朝軍のトンキンからの撤兵をめぐり現地で行き違いが起こり、再び清仏両軍が衝突する事態となった。フランス政府が清朝の協定違反であるとして賠償金を要求し、最後通牒を突き付けるに及び、清朝側は米清天津条約第1条の相互援助条項にもとづいてアメリカに「調処」を求めた。さらに清朝が協定に違反したかどうかをアメリカ大統領の仲裁裁判に委ねることをフランス政府に提案した。それが②の事例である²²⁾。

②の事例において、アメリカ大統領による仲裁裁判への付託を清朝側がどのように表現していたか、以下にいくつか例を挙げよう。

・1884年7月30日付、総理衙門からヤング公使にアメリカ大統領による仲裁裁判を要請²³⁾

惟此事、法国謂中国違約、中国實未違約、兩國意見不同。切請貴國國主、中国究竟查明有無違約之处、公平評論、俾兩國齟齬之处、以得消弭、仍敦和睦。

21) Pro Memoria, Enclose in Marquis Tsêng to Lord Granville, Sep. 22, 1883, FO17/939.

22) Chere, *op. cit.*, pp. 153–156, 龍章前掲書、第9章など。

23) 中央研究院近代史研究所編『中法越南交渉檔』三冊「総署給美使楊約翰照会」光緒10年6月初9日(1884年7月30日)、1810～1812ページ。

(簡約：清仏両国の意見は異なっている。両国の齟齬を解消するため中国に違約があったのかどうか、アメリカ大統領に公平な判断を要請する。)

- ・1884年8月2日付、李鴻章から两江總督曾國荃宛の電信²⁴⁾

丹崖十一電、茄不允美主公評。

(和訳：丹崖（駐仏清国公使の李鳳苞）の十一日（7月31日）の電信によれば、ジュール・フェリはアメリカ大統領による仲裁裁判を認めない、とのこと。)

- ・1884年8月8日付、總理衙門から駐仏清国公使の李鳳苞宛の電信²⁵⁾

即行往見法国外部大臣、請法国与中会同、公請美国詳查情形、評斷此事是否中国違約。

(和訳：ただちにフランス外務大臣に会い、フランスに対し、アメリカに状況を詳しく調査し、今回の事が中国の違約によるものかどうかを判断してほしいと、中国と共同で要請するよう求めよ。)

このように、フランスの賠償要求に対し、清朝は自らが協定違反を犯したかどうかを争点として、問題をアメリカ大統領による仲裁裁判に付託するよう提案したのであり、それを従来と同じく「公評」「評論」「評斷」などと表現していた²⁶⁾。

さらにここで注目したいのが、仲裁裁判を提案するにあたり、總理衙門が仲裁裁判に委ねるべき争点の設定を行っていることである。しかもそれは、自分たちは協定違反をしていないという一方的な主張ではなく、清朝に協定違反があったかどうか、という中立的な争点の設定になって

24) 『李鴻章全集電稿（一）』「寄上海江督曾」光緒10年6月12日（1884年8月2日）、200～201ページ。

25) 『中法越南交渉檔』三冊「總署致出使法国大臣李鳳苞電」光緒10年6月18日（1884年8月8日）、1845ページ。

26) 確かに、この時期の清朝内部でやりとりされた電信の中では、フランスがアメリカの「調処」「調停」を承諾する・しないが盛んに論じられている。ただそれは、まず清朝が天津条約第1条の規定する「調処」をアメリカに求めていたからである。また、西太后のように「以美出調処断賠為得休（賠償金もアメリカの提案に従う形なら体面が保てる）」と、周旋と仲裁裁判の手続きの違いをあまり理解していない言動も見える（『李鴻章全集電稿（一）』「寄上海陳会辦」、光緒10年6月18日、213ページ）。だが、フランスがアメリカによる mediation も arbitration も拒否したとのヤングからの回答を、「本国（フランスのこと）無論調停与評斷、均不能照允」と訳しており、「調停」と「評斷」は区別されている。『中法越南交渉檔』三冊「總署収美使楊約翰照会」光緒10年6月20日（1884年8月10日）、1863ページ。

おり、西洋本来の仲裁裁判の手続きに即したものである。これは駐清アメリカ公使館のホルコム (Chester Holcombe) の助言に従ったもの²⁷⁾だが、それまで清朝がこうした争点の設定を行ったことがなかったかといえば、そうではない。1873年、キューバ華工への虐待を理由にスペイン人の招工を停止したことで、清朝はスペインから賠償を要求された。このとき、両国は仲裁裁判による紛争解決で合意し、まず争点の設定が話し合われたが、総理衙門は「キューバ華工の虐待が事実かどうか」という争点の設定を主張した²⁸⁾。また、「中立的な争点の設定」といえば、台湾出兵時に総理衙門がウェード (Sir Thomas Francis Wade) 公使に「公評」を依頼した際、ウェードは中立的な争点の設定を助言していた²⁹⁾。

一方、①の事例で曾紀澤がフランス政府に提示した6か条の要求の内容とはいえば、フランスはこれ以上のベトナム併合を行わない、ベトナムは清朝の属国である、フランス軍はトンキンから撤退する、フランスとベトナムが新たに条約を結ぶ場合は清朝と協議する、等であった³⁰⁾。これは、仲裁裁判のための争点の設定と言うより、清仏間の外交交渉を進めるにあたり、清朝側の要求を提示したものと考えた方が妥当であろう。

実際、曾紀澤は先述した李鴻章の指示 (1883年7月27日付) を受けた後、フランスとの外交交渉を進められると考えていた。それを示すのが、李鴻章からパリに派遣された陳季同の記録である。陳季同によれば、7月30日に曾紀澤との間で次のような会話があったという。

…同時に曾侯から密かに次のように告げられた。曰く「フランス外相には喜んで交渉を行う意思がある。昨日アメリカ代理公使が来て、本国よりこの件を調停するよう命じられたと言った。私は『フラン

27) 『清光緒朝中法交渉史料』巻20「総理衙門与何天爵問答節略」光緒10年6月初9日 (1884年7月30日)、頁29。

28) 前掲拙稿「清末中国における仲裁裁判観」第3章。

29) もっとも、この時の総理衙門は「公評」の形でウェードに日本を非難させたかっただけなので、「公評」要請はやむやとなり、清朝はウェードの「調停 (mediation)」によって日本に賠償金を払うことを選択した。前掲拙稿「清末中国における仲裁裁判観」、第4章。

30) M. Challemel-Lacour à M. Jules Ferry, Privée, 19 août, 1883, DDF, Tome V, p. 89; 『中法越南交渉檔』三冊「総署取出使大臣曾紀澤文・附給法外部照会」光緒9年9月8日 (1883年10月8日)、1252~1253ページ。

ス外相は議会で私を非難した、断じて私から先に外務省に行くことはできない。外相のところに行って次のように尋ねてほしい。私に何の罪があるのか、もし私に罪があるなら、中国に告げて召還させればよい。もし私の非ではないなら、これまで送った公文を詳細に検討して返事をすべきでないか、と。』アメリカ代理公使が返ってきて『外相に会ったが、あなたには間違いはないとのこと。なぜ公文にまだ返事をしていないのか、調査する』云々と答えた³¹⁾と告げた。そこで李^{わたくしめ}同はこの件の議論が始まったかどうかと尋ねた。曾侯のお答えは「私は四か条の方法を考えている。一、フランスとベトナムが条約を改定する場合、中国の特使が同席して協議に参加する、あるいは条約改定後、中国に送付して斟酌決定する、二、すでに領有している6省を除き、フランスがこれ以上ベトナムを占領することはできない、三、紅河河口のデルタをフランスが領有することはできず、上海のような租界とすることができるだけとする、四、紅江の通商は必ず各国が利益に均霑できるものとする、だ」というものでした。…³¹⁾

ここから分かる曾紀澤の認識と行動は、以下のように整理できよう。すなわち、曾紀澤としては、フランス外相が議会で自身を非難した件などの懸案がある限りフランスとの直接交渉は再開できないと考えていたところ、アメリカの「調停」を受けることとなったので、交渉再開の妨げとなっていた諸問題を解消し、フランスとの直接交渉に向けて清朝側が要求すべき内容を検討しはじめた、と。このような認識・行動の先に行われたのが件の6か条の要求の提示である以上、事例①における曾紀澤の行動は、アメリカの仲介を得ながらフランスとの外交交渉を行おうとしたものと解するのが自然であろう。

以上、他の事例との比較や関連史料の分析により、①の事例で清朝側がアメリカの役割を説明するに用いた「調停」は、文字通り和解のための仲介を指し、最終的に曾紀澤がフランス外務省に提示した6か条は、アメリカの仲介のもとフランスとの直接交渉を行うための提案であったと考えるのが自然であることを示した。

次章では、上記の前提にたつて、改めて事例①における清仏米間のや

31) 『中法越南交渉檔』二冊「総署収北洋大臣李鴻章函・附陳季同巴黎半月密記」、1215～1216ページ。

り取りを考察する。

2. ヤングの仲裁裁判提案から曾紀澤の6か条提案までの清仏米三国の動き

1883年7月5日、李鴻章は上海でのトリクーとの交渉を停止し、天津に向かった。この日、ヤングは国務長官フリーリングハイゼン(Frederick Theodore Frelinghuysen)にあてた電信で、清仏紛争に関し、李鴻章がアメリカの周旋を求めたのに対し、アラバマ号事件のような仲裁裁判をフランスに提案するよう勧め、李鴻章がそれを受入れた、と報告した³²⁾。

一方、李鴻章はその前日、7月4日付の電信で曾紀澤に対し、ヤングの提案について次のように伝えている。李鴻章はまず、ビスマルク(Otto Eduard Leopold, Fürst von Bismarck)にドイツによる仲介は難しく、他国による仲介の方が良いと言われたという駐独公使・李鳳苞からの電信を引用したのち、ヤングが上海でしばしばトリクーに平和的な交渉を勧めてくれたとする。そして、自分の旧知であり、グラントの親友であるヤングが、本国の国務長官に「従旁解勸」を行うよう、ただちに電信を送ると承知してくれた、とし、曾紀澤に英米に駐在するアメリカ公使と相談するよう求めた³³⁾。「解勸」は紛争を和解させる調停を意味する。李鴻章が同様の表現でヤングの提案を総理衙門に報告したことは、先に検討した注14の史料の通りである。

李鴻章の電信を受けた曾紀澤は、7月11日に駐英アメリカ大使ローウェル(James Russell Lowell)のもとを訪れた。ローウェルの報告によれば、曾紀澤は清仏紛争について、しかるべき機会が生じたら、アメリカ大統領に「Mediator and Umpire」として行動してほしいとの希望を伝えたという³⁴⁾。一方、この時に曾紀澤に同行していたマカートニー

32) Young to Frelinghuysen (by cable), Enclo. no. 1 in Yong to Frelinghuysen, No. 232, Jul. 12, 1883, *ADPP*, p. 169. なお、*ADPP*ではこの電信の日付を7月12日とするが、文中に「今夜李鴻章が天津に戻った」とあるため、先行研究と同じくこの電信の送信日を7月5日とする。

33) 『李鴻章全集電稿(一)』[「寄曾侯」光緒9年6月初1日(1883年7月4日)、53ページ]。

34) Lowell to Frelinghuysen, No. 584, Jul. 12, 1883, *Despatches from Unites States Ministers to Great Britain, 1791-1906*, Roll 143.

の記録では、曾紀澤はローウェルに対し、清仏間に暫定協定をもたらすべく周旋する（lend its good offices in bringing about a *modus vivendi* between China and France in Annan）ようアメリカ政府を説得してもらえないかどうか尋ねた、とする³⁵⁾。

ヤングの電信を受け、フリーリングハイゼンは7月12日に駐仏公使モートン（Levi Parsons Morton）に清朝の周旋要請を伝え、フランス政府の意向を探るよう、電信で指示する³⁶⁾とともに、ヤングに対し、次のように返電した。

電信を受け取った。本政府は（清仏）両者が周旋を受入れることが確実となるまで、介入することはできない。その（両者が周旋を受入れる）場合は、平和のために全力を尽くそう。パリのアメリカ公使には、フランス政府に探りを入れ、仲裁裁判あるいは調停という意味での我々の周旋（our good offices in the sense of an arbitration or settlement）を承認するかどうか確かめるよう指示を与えた³⁷⁾。arbitrationが裁判手続きであるのに対し、settlementは調停によって当事国が何らかの合意に達する形式を想定していると思われる。

ヤングは本国からのこの返事を李鴻章に示したようで、李鴻章は7月27日発の電信で、曾紀澤にその内容を伝えたが、そこでは次のような表現が用いられていた。

中法如均願請美国調停、美応竭力設法、以免中外失和。現已令美駐法公使偵探法国政府意指、是否情願調停等語³⁸⁾。

（和訳：もし中仏がともにアメリカの調停（仲介）を願うなら、中外の不和を回避すべく、アメリカは当然、力を尽くして対策を講じる。いますでに駐仏公使に命じて、アメリカの調停を願うかどうか、フランス政府の意向を探らせている。）

フリーリングハイゼンの電信にあった「good office」と「our good offices in the sense of an arbitration or settlement」が、ともに「調停」

35) Pro Memoria, Encluse in Marquis Tsêng to Lord Granville, Sep. 22, 1883, FO17/939.

36) Frelinghuysen to Morton, telegram, Jul. 12, 1883, Diplomatic Instructions of the Department of States, 1801-1906, France, Roll 60.

37) Frelinghuysen to Young, telegram, Jul. 12, 1883, ADPP p. 170.

38) 『李鴻章全集電稿（一）』『寄曾侯』光緒9年6月24日（1883年7月27日）、56～57ページ。

と表現されていることが分かる。ヤングがフリーリングハイゼンの返信そのままを李鴻章に見せていない可能性も否定はできないが、李鴻章の報告と元の電信を比べると、李鴻章の方ではsettlementに重点が置かれたものになっている。

以上のように、アメリカの果たす役割について、アメリカ側の文書がarbitration（あるいはそれを想起させるumpire）に言及するのに対し、マカートニーを含め清朝側の文書では、フランスとの何らかの合意形成のための仲介を期待するニュアンスになっていた。

次にヤングの提案後のアメリカの動きとフランスの反応を確認する。ヤングへの回答の通り、7月12日、フリーリングハイゼンは駐仏公使モートンにフランス政府の意向を探るよう指示を送っている。その電信ではまず、清朝が清仏の平和のためアメリカの周旋を求めたことと、仲裁裁判に同意していることが述べられている。そして、フランス政府に対し、清仏双方の体面を保つ平和的な解決策に向けアメリカが公平な周旋を行うことを受入れるかどうか、そして必要ならば一般的仲裁裁判（General Arbitration）に類するものになるであろう仲裁裁判に同意するかどうか、その意向を探るように指示していた³⁹⁾。モートンが休暇中であったため、このアメリカの提案はブルラツァー（E. J. Brulatour）代理公使からフランス政府に伝えられた。

フランス側の記録によれば、この提案に対するフェリ（Jules Camille Ferry）首相の回答は、アメリカ政府の気持ちに感謝しつつも、仲裁裁判の提案を受入れる前に仲裁裁判の対象となる争点を明確にすべきだというものだった。同時に、ベトナムにおいてフランスが持っている条約上の地位とトンキンでの軍事行動の権利を問題にすることには同意できないと明言している。また、アメリカ政府が解決しようと努めている問題が何なのか、自分たちにはそれについて十分正確に理解できないとも述べていた⁴⁰⁾。

アメリカの周旋申し出についてフランス本国から知らせを受けたトリクーは、ヤングが上海での自分と李鴻章との交渉に憚りなく関与しよう

39) 前注36史料。

40) Notre du Département, 11 août, 1883, *DDF*, Tome V, p. 79；張振鵬主編『中法戦争』（中華書局、1995年）4巻「外交部長致脱利古電」1883年7月17日、623～624ページ；望月前掲論文、56ページ。

としたこと、ヤングの提案が曖昧なものであったので、自分は理解できないふりを装ったことを報告している。そして、第三国の干渉は、フランスのアンナン・トンキンにおける行動を妨げ、彼が慎重に避けるべきだと考えている宗主権問題を北京政府に提起することを許す恐れがあるとし、自分の見方が間違っていなければ、アメリカの介入には清朝側の求める二重の目的がある、と述べている⁴¹⁾。この時期、フランス側は自らのベトナムに対する「保護権」と清朝の「宗主権」を棚上げすることで妥協をはかろうとしていたが、清朝側は「上邦之権」によるベトナムへの「保護」をフランス側に認めさせようとの姿勢をくずさず、双方の矛盾が際立ち始めていた⁴²⁾。仲裁裁判に言及しながら争点も明示しない、非常に曖昧な形でのアメリカの関与申し出は、フランス側が避けようとしている宗主権問題をあえて議論の俎上にのせる恐れがあるとして、フランス側に警戒感を抱かせたのである。

フェリの回答を受け取ったブラツアールは、7月17日付でその要点をフリーリングハイゼンに報告している⁴³⁾。これを受けてフリーリングハイゼンがモートンに送った指示は、フリーリングハイゼンの消極的姿勢を示すものだった。つまり、清仏間の紛争の平和的解決を世界が望んでいるのは明らかだが、アメリカが当事国と同じくらい論争中の問題を理解している振りはしない、当事国双方の要請があった場合は、アメリカは他国とともに平和の維持と紛争の調停 (adjusting differences) に向けて行動する、と⁴⁴⁾。フランス側がアメリカの介入の意図、すなわちアメリカが清仏間の問題のなにを議論の俎上にのせるつもりなのか、どこまで介入するつもりなのかに懸念をもっているのに対し、フリーリングハイゼンはアメリカの関与はあくまで清仏の意向に基づくべきで、アメリカが突出して主導的な役割を果たすべきではないと考えたようである。

この指示を受けたのち、モートンはフランス政府の意向を自ら確認す

41) M. Tricou à M. Challemel-Lacour, 18 juillet, 1883, *DDF*, pp. 73-74. なお、トリクーの考える「清朝の求める二重の目的」とは、アメリカに介入を求めることと、清朝の宗主権を認めさせることの2つを指すと思われる。

42) 岡本前掲書、143～154ページ。

43) Brulatour to Frelinghuysen, telegram, Jul. 17, 1883, Despatches from United States Ministers to France Roll 95.

44) Frelinghuysen to Morton, telegram, Jul. 19, 1883, Diplomatic Instructions of the Department of States, 1801-1906, France Roll 60.

る必要があると考え、7月23日にフェリオおよびシャルメル・ラクール (Paul Armand Challemel-Lacour) 外相のもとを訪れた。その際、シャルメル・ラクールは、清仏間には仲裁裁判に付託すべき問題はなく、提案された仲裁裁判が何を争点としようとしているのか分からず、途方に暮れていると述べるなど、アメリカと清朝の意図を探ろうとした。シャルメル・ラクールとの会談を終えたモートンは、フランス政府は不測の事態が起こった場合、アメリカの仲介 (mediation) を受入れるつもりが全くないわけではないとの印象を受けたが、同時に、清仏間の意見の相違がどこにあり、それを取り除くために何が必要なのか、フランスはそれを清朝側に言わせたいのだと感じていた⁴⁵⁾。

一方、この時期、清朝側はどうしていたかと言えば、第1章で述べた通り、李鴻章からアメリカ政府が調停に応じ、清朝を支援してくれると知らされた曾紀澤が、フランスとの直接交渉再開に向け、動き出していた。

注38の史料に示した7月27日付の李鴻章からの電信で、清仏双方がアメリカの調停を求めるなら紛争解決に尽力するつもりであり、いまフランス政府の意向を探っているというアメリカ政府の回答を知らされた曾紀澤は、7月29日付の電信で、以下のように李鴻章に対し、本国の対応を尋ねている。

駐仏アメリカ公使は休暇中で、彼のもとを訪れようと思っているが、もし清朝側の意向を聞かれたら、当然それに答えるべきである。総理衙門と協議して、要点を電信で示してほしい。宝議 (李・ブーレ覚書) に基づくのか、争って決着すべきなのか、譲歩しても良いのか。返信を待つ⁴⁶⁾。

曾紀澤はこのように本国に対仏交渉の方針について指示を仰ぐとともに、先にみた通り、アメリカ代理公使に依頼してフランスとの直接交渉再開に障害となる懸案を解決し、フランスに提示すべき要求案を準備していた。曾紀澤の問い合わせを受けた李鴻章も、総理衙門に対しフランスとの「議款 (和議)」を提案した⁴⁷⁾。

45) Morton to Frelinghuysen, Jul. 24, 1883, *ADPP*, pp. 13–24.

46) 『李鴻章全集電稿 (一)』「曾侯来電」光緒9年6月26日 (1883年7月29日)、57ページ。

47) 『李文忠公全集』詔署函稿、巻14「請定計議款」光緒9年6月27日 (1883年7月30日)、頁25～26。

ついで、曾紀澤は8月6日付の電信で、フランス政府は中華の意向を知ったのちに、アメリカに調停を求めるかどうかを決めると言っており、アメリカ代理公使から（こちらの意向について）しばしば催促されたので、総理衙門の指示と偽って7か条の要求をアメリカ側に伝えたことを報告している⁴⁸⁾。先述の通り、モートンは、不測の際（清仏の戦争になるような危機を指すだろう）にはアメリカの仲介（mediation）を受け入れる気がフランス政府にあるが、何としても清朝側に問題の所在を（つまりは清朝側の要求を）述べさせたいのだと理解していた。こうした駐仏アメリカ公使館の判断のもと、曾紀澤に清朝側の意向を伝えるよう、求めたと考えられる。また、8月11日にモートンのもとに届いた電信でフリーリングハイゼンは、曾紀澤の提案をフランス政府に伝えるよう指示しているが、そこでフリーリングハイゼンは、清朝の懸念はトンキンがフランスの勢力下に入ることでフランス勢力と直接国境を接することにより、フランスの占領地の外側に緩衝地帯を設ける形で妥協が成立すると考えていた⁴⁹⁾。一方、アメリカの支援を受けながら強気の姿勢でフランスとの直接交渉を再開させようと考えていた曾紀澤は、要求を6か条に調整し、駐仏アメリカ公使館を通じてこれをフランス政府に提示しようとした。だが、フランス側は清仏間の外交関係が断絶したわけでもないのに曾紀澤が要求を直接提示しないのはおかしいと、アメリカの関与を拒否した⁵⁰⁾。そこで曾紀澤がフランス政府へ直接、6か条の要求を提出したが、ベトナムに対する清朝の宗主権を認めさせようとする内容にフランス側は反発した。

望月の指摘するように、曾紀澤の提案は、フランスが避けようとした宗主権問題を交渉の俎上に乗せようとしたもので、それは清仏間の対立

48) 『中美関係史料』光緒朝二、「総署取出使英法俄大臣曾紀澤電」、984ページ。この資料集では日付を「光緒9年7月初9日（1883年8月11日）」とするが、電信の発送日は「真」すなわち6月初4日（8月6日）である。なお、この電信で曾紀澤は、自らが策定した要求案7か条を報告しているが、その後、要求案は6か条に調整されていく。その過程は望月前掲論文、53～54ページを参照。

49) Copy of a telegram from the Secretary of State to Morton, Encl. in Morton to Frelinghuysen No. 397, Aug. 22, 1883, Dispatches from United States Ministers to France Roll 95.

50) Brulatour to Frelinghuysen, telegram, Aug. 13, 1883, Dispatches from United States Ministers to France Roll 95.

点をかえて明確にしてしまうものだった⁵¹⁾。だがそれは、仲裁裁判という制度の性格に起因するものではなく、岡本（2017）が指摘するように、この時の清仏間の問題が、ベトナムに対するフランスの保護権と清朝の宗主権の矛盾にあった⁵²⁾からであり、ベトナムをめぐる清仏紛争の性質そのものにあったとみるべきだろう。

3. ヤングと李鴻章らの仲裁裁判観

第一、第二章で確認したように、ヤングは李鴻章が仲裁裁判に同意したと本国に報告し、アメリカ側はフランスにも仲裁裁判を提案していたが、李鴻章ら清朝側はアメリカの役割を「調停」とし、その仲介のもとフランスとの直接交渉による和解を求めていた。では、なぜ李鴻章ら清朝の外交担当者は、他の事例のように「公評」の形で仲裁裁判を利用しようとしなかったのだろうか。

台湾出兵や琉球処分では、総理衙門や李鴻章はウェードやグラントに「公評」を求め、日本の行動を彼らに非難させようとした。ウェードには清朝が求める「公評」が本来の仲裁裁判と異なることを指摘され、グラントには旅行中であることを理由に断られたが、代わりに彼らによる「調停」を受けることになった⁵³⁾。だが、今回はヤングをはじめアメリカ外交官は仲裁裁判に積極的であった。それにもかかわらず、李鴻章ら清朝側ははじめからアメリカの役割を「調停」としていた。それには、欧米の国際世論の圧力に弱い日本とは違い、フランスには欧米諸国による仲介を受けた方が有効だという、相手国の違いがあったかもしれない。また、中国本土と直に接するトンキンで軍事的緊張が高まるなか、不測の事態を避けるべく、早急にフランスとなんらかの合意を形成する必要に駆られていたという、問題の性質の違いもあったかもしれない。だが、清朝側の対応の違いには、仲裁裁判を提案したヤングと、それに同意したとされる李鴻章との間に仲裁裁判観の違いがあったのではないだろうか。

51) 望月前掲論文、58～59ページ。

52) 岡本前掲書、141～157ページ。

53) 前掲拙稿「清末中国における仲裁裁判観」第4章、同「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」第2章を参照。

ヤングは、琉球処分の際にジャーナリストとしてグラントに同行しており、その時すでに、清朝がグラントに仲裁裁判を求めたことをニューヨーク・ヘラルドに紹介していた。そこでは、ヨーロッパの大国でさえいまだに紛争解決を戦争に頼っている中、総理衙門を主宰する恭親王がグラントに仲裁裁判を求めたのは、西洋世界への教訓となるものであり、西洋自身が中国に教えようとしてきた常識の直接的な利用を示したものだとして高く評価していた⁵⁴⁾。

今回の清仏紛争でも、ヤングの報告によれば、1883年7月初めの会談において李鴻章との間に次のようなやりとりがあったという。すなわち、ヤングは李鴻章に対し、清朝にとって真の、そして唯一の政策は、平和と国際世論に訴えかけることだと述べ、国際世論への訴えかけとは、「我々の文明的方法において決して軽視できない影響力」であり、西洋諸国の国際世論が、清朝が正しくフランスが間違っていると感じれば、フランスを国際的に孤立させる影響があると説明していた。この提案を受けた李鴻章は、国際世論への訴えかけの方法として、バーリングゲーム使節団のような使節団をヨーロッパに派遣することを考え、ヤングに使節団への同行を求めた。これに対しヤングは、単にヨーロッパ諸国の一部に同情を訴えるため、あるいはその欲望を刺激するためだけのその場しのぎの使節団派遣は、むしろ清朝にとって有害だとして反対した。そして、第一にフランスとの問題を調整するため、第二に諸国に対し友愛と文明の精神をもって相対する準備が整っていなければ、使節団には感傷的な価値以外に意味はないとも述べていた⁵⁵⁾。1868年の天津条約改定にあたり、各国に「協力政策」への承認を求めて派遣されたバーリングゲーム使節団は、清朝にとって急激な近代化を回避することを目的としたものだった⁵⁶⁾。清朝が近代文明社会の一員となることを求めるヤングとしては、李鴻章の提案した使節団は、ヤングの言う文明的国際社会の正義に訴えるものとはならず、自身への同情を求めるか、あるいは貿易などの利益で相手の関心を買ってフランスに対抗する支援を期待する、一時

54) Young, "Grant in China : Prince Kung Makes a Request", Aug. 15, 1879, *N. Y. Herald*.

55) Young to Frelinghuysen, No. 230, Aug. 8, 1883, *ADPP*, pp. 117-134.

56) バーリングゲーム使節団をめぐる清朝と西洋側の認識の相違については、箱田恵子『外交官の誕生—近代中国の対外態勢の変容と在外公館—』名古屋大学出版会、2012年、第2章を参照。

しのぎのものでしかなかった。

ヤングの報告によれば、上記のようなヤングとの会話を受けて、李鴻章は清仏間の紛争を他国による仲裁裁判に付託することを熟考したという。そして、李鴻章は「国際紛争を解決する文明的方法としての仲裁裁判の価値」に関する多くの議論を見聞きしており、フランスとのすべての問題をアメリカに委ねることを望んだとする⁵⁷⁾。このようにヤングは、国際世論に基づく仲裁裁判を、西洋近代の文明的方法として高く評価するだけでなく、それを李鴻章が理解し受け入れたことを強調していた。もっとも、ヤングが紛争の平和的解決を主張するのは、当時のアメリカがまだ東アジアでの軍事的プレゼンスを欠いており、その状況で清仏戦争となれば、清朝がヨーロッパ列強の植民地的支配下に置かれ、アメリカだけが損をするという危機感⁵⁸⁾と、軍事力の代わりに文明や正義といった理想主義でもってアメリカの影響力をアピールしようとしていた⁵⁹⁾からであり、そのゆえ、李鴻章が自分の説得で文明や仲裁裁判の価値を理解したということは、アメリカの清朝への影響力を具体的に示すものとして、ことさら強調する必要があったのである。

だが、ヤングのこのような仲裁裁判への認識の変化が李鴻章の側に本来にあったのだろうか。ここで次のようなヤングの発言に関する李鴻章の報告と、ヤング自身の報告とを比較してみたい。

注38の史料で示したように、ヤングからアメリカの調停に関するフリーリングハイゼンの回答を見せられた李鴻章は、7月27日付で曾紀澤にその内容を伝えた。また、7月28日付で総理衙門にも報告している。その際、フリーリングハイゼンの回答を引用した後、ヤングの発言として次のように述べている。まず、曾紀澤宛の電信では、

楊使謂美既許幫助、法如願照辦、不至有傷彼此体面。惟中国既願局

57) Young to Frelinghuysen, No. 232, Aug. 16, 1883, *ADPP* pp. 178–179.

58) Young to Frelinghuysen, No. 230, Aug. 8, 1883, *ADPP*, pp. 160–163.

59) 19世紀の中国に対し、こうした理想主義を掲げたアメリカ外交については、高原秀介「アメリカの東アジア政策の史的展開—19世紀末～第一次世界大戦終結前後までの「理念外交」を中心に—」『アメリカ研究』別冊19、2013年を参照。また、ヤングが中国による仲裁裁判の受容においてアメリカが果たした役割を誇張して述べる傾向にあったことは、前掲拙稿「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」、8ページ、同「清末中国の新聞・雑誌にみる仲裁裁判観」、68ページを参照。

外友邦秉公調停、無論日後或戰或和、天下万国必以華為理直⁶⁰⁾。

(和訳：ヤング公使は「アメリカはすでに支援を承諾した。フランスが提案通りにすることを願えば、双方の体面が傷つく事態には至らない。ただ中国はすでに局外の友好国に公平な調停を要請しており、今後戦争になるか和平が成立するかに関わらず、天下万国は必ず中華の道理が正しいと見なすだろう」と言った。)

また、総理衙門への報告では、

楊使復申言、中国既願局外友邦秉公調停、無論他日或戰或和、天下万国必以中華為理直云云。蓋逆知法廷必不願友邦調停而有此一説。

法人或自知理詘、畏各国公論、不敢肆意開衅、致傷中外和局⁶¹⁾。

(和訳：ヤング公使はまた「中国はすでに局外の友好国に公平な調停を要請しており、今後戦争になるか和平が成立するかに関わらず、天下万国は必ず中華の道理が正しいと見なすだろう」と答えた。思うに、それはフランス政府がきっと友好国の調停を望まないだろうことを逆に知っているからこそその発言であろう。だが、フランス人は己が道理において劣っていることを知り、各国の公論を恐れ、好き勝手に戦端を開き、中外の平和を傷つける事態をもたらすようなことはできないかもしれない。)

李鴻章の伝えるこのヤングの発言は、ヤング自身の記録にある次のような発言と対応する。

In any event, a proposal to arbitration, in good faith, on the part of China, would if France refuse without sufficient cause, make the cause of China, strongly in the eyes of mankind.⁶²⁾

(和訳：いずれにせよ、中国側が誠意をもって仲裁裁判を提案したことは、フランスが十分な理由なくこれを拒否しても、人類の目には中国の大義を強めるだろう)

ヤングの発言は、たとえフランスがarbitration(仲裁裁判)を拒否したとしても、紛争をarbitrationによって解決しようとしたことで清朝に大義があると世界はみなす、というものである。ヤングはarbitrationを文

60) 前注38史料。

61) 『李文忠公全集』訳署函稿、巻14「述美国意欲調停法事」光緒9年6月25日(1883年7月28日)、頁25。

62) Young to Frelinghuysen, No. 232, Aug. 16, 1883, ADPP, pp. 172–184.

明的制度であるとして非常に高く評価しており、このため arbitration による紛争解決に務めたということが、世界に清朝の大義を示すことになるとする。

一方、李鴻章の説明では、とくに仲裁裁判であることは強調されていない。当時の訳語の状況を考えれば、もし李鴻章がヤングのいう通りに仲裁裁判や国際世論の意義を理解し、賛同していたのならば、「公評」や「評断」と表現しても良いはずである。だが、李鴻章の説明では、そのような仲裁裁判であることを特に強調する表現はなされていない。第2章で確認したように、清朝がこのとき切に求めていたのはフランスとの合意を促すアメリカの仲介であり、その認識で行動していた。そうした認識が「調停」という語に現れているのだろう。また、清朝の「公評」観からすれば、この李鴻章の説明の仕方でも理屈は通るのである。

第1章で確認したように、清朝の「公評」とは、紛争を実際に仲裁裁判に付託することよりも、紛争相手を非難する「公論」を形成し、牽制することに目的があった。この目的に適うなら、必ずしも明確に仲裁裁判の形をとる必要はなかった。実際、琉球処分の際に清朝はグラントの「調停」を受けたが、清朝側の主観ではグラントの権威をかりて日本を牽制する「公評」は続いていた。当時、対清交渉に当たった井上毅は、そのような清朝流の仲裁裁判の利用方法について、「支那人ハ万国公法ニ慣レザレハ、直接ノ仲裁ヲ求ムルコトヲ知ラザルノミナラズ、又好マザルベシ。但タ情誼上ノ間接ノ仲裁ヲ恃」んでおり、清朝側の認識では日清間のやり取りは「已ニ間接仲裁中ノ事ナリト思想セシナルベシ」と評していた⁶³⁾。このような仲裁裁判観＝「公評」観を有する清朝では、仲裁裁判という制度自体よりも、他国の関与でもって紛争相手国を牽制することに意味があった。

このように、ヤングにとっては清朝が文明的制度である仲裁裁判を求めることこそが重要なのであるのに対し、李鴻章としてはフランスを牽制するために何らかのアメリカの関与を得られることが大事であった。

ただし、琉球処分の時と今回とでは相違点もある。琉球処分の際に清朝がグラントに求めたのは、日本の琉球処分を非難する「公論」を形成することだった。それに対し、今回フランスを牽制する「公論」の役割

63) 『井上毅文書』 reel no. 12, no. 577, 「(明治13年) 五月一日於上海筆之与竹添別」。

として期待されているのは、フランスに清朝との戦争を思いとどまらせるものであり、フランスのベトナムでの行動を具体的に非難させるものではない。筆者は、ここにもヤングと李鴻章の仲裁裁判観の違い、李鴻章がアメリカの役割を「公評」や「評断」ではなく「調停」とした理由が関わっているのではないかと考える。

ここで注目したいのが、アメリカ側はフランスに仲裁裁判を含めた周旋を提案しておきながら、仲裁裁判に付託すべき争点について具体的に説明していない点である。フランスが提案されている仲裁裁判の対象となる争点は何かを尋ねたことに対し、ヤングは「中国が友好国、とくに合衆国の仲介（mediation）に付託することを望んだ諸点に宗主権の問題が含まれるのは全世界に知られている」と憤慨しており、さらに「中国が帝国の大権に関わる問題を外国の判断に喜んで委ねたという事実は、（中国が）国際礼譲の方向に向けて踏み出した一步」だと、今回アメリカが提案した仲裁裁判の争点に、清朝が主張する宗主権の問題が含まれるのは自明のことであり、清朝もそれを認めていたとする⁶⁴⁾。確かに、今回の清仏間の問題は、ベトナムにおけるフランスの保護権と清朝の宗主権の矛盾にあった。だが、それゆえにフランス側はトリクーの文書にあったように、この点をアメリカが介入して仲裁裁判なり交渉の俎上にのせることに反対だった。では、清朝はヤングのいうように宗主権問題を仲裁裁判の対象とすることに同意していたのだろうか。

これについて清朝側の認識をはっきりと示すものはない。だが、台湾出兵や琉球処分の際には、「公評」によって日本が清朝の領土である台湾を攻撃し、清朝の属国である琉球を滅ぼしたことを外国人に非難させようとしたのに対し、今回はそのような「公評」を用いておらず、アメリカの役割を「調停」としていること、「公論」形成の目的が清仏間の戦争の回避であるところに、清朝側も宗主権問題をアメリカの仲裁裁判の判断に委ねる意思はなかったのではないかと推測される。

また、仲裁裁判を利用しようとした他の事例でも、キューバ華工問題や②の事例のように、具体的な争点を設定する手続きを行ったものがある一方、台湾出兵や琉球処分のように仲裁裁判の本来の手続きを取らず、清朝独自の「公評」的利用（井上毅のいう「情誼上ノ間接ノ仲裁」）を

64) Young to Frelinghuysen, No. 264, Oct. 8, 1883, *ADDP*, pp. 230–233.

試みたものがある。その違いは、前者が西洋との条約や協定の履行に関する問題であるのに対し、後者は清朝の領土や属国との関係の問題である点にある。前者は西洋との取り決めに関することで、中立的な争点（キューバ華工の虐待はあったのかどうか、など）を設定して西洋の判断に委ねることは可能だが、後者は清朝にとって自明な原理・原則問題であり、中立的な争点、たとえば「琉球は清朝の属国であるかどうか」といった争点を設定することは困難であっただろう。むしろそうだからこそ、後者では本来の仲裁裁判とは異なる清朝独自の「公評」的利用の形になったのである。

だが、そうした「公評」的仲裁裁判の利用は、ヤングの仲裁裁判観とは相容れないものである。今回の①の事例の場合、ヤングとの会談を通じ、李鴻章はそうした「公評」的仲裁裁判の利用は難しいと感じたのではないだろうか。かといって、ベトナムへの宗主権を示す内容をなんとかしてフランスとの協定の中に盛り込もうとした清朝の姿勢からは、ヤングのいうように、清朝にベトナムに対する宗主権があるかどうかを争点として、アメリカにその判断を委ねる意思があったとは考え難い。こうしたヤングとの認識の違いもまた、李鴻章に「調停」という表現を取らせた要因の一つだったのではないだろうか。

最後の点は推測の域を出ないが、管見の限り、清朝の外交の現場では、1880年代以降は仲裁裁判のあからさまな「公評」的利用は見られなくなる。その後、2度のハーグ平和会議に参加し、アメリカとの仲裁条約の締結を進めるなど、20世紀初めの世界的潮流の中で、清朝は仲裁裁判制度の受容を進めていく。同時に清朝は主権や領土に関わる多数の外交問題に直面することになり、それらの問題の中には、仲裁裁判での解決が提起されることもあった。では、それらの問題において、清朝は仲裁裁判制度にどのように向き合ったのだろうか。稿を改めて検討したい。